

重 要

要保管
必 読

島根県育英会
高等学校等奨学資金

2026年度4月版

奨学生の手びき



公益財団法人 島根県育英会

島根県育英会HP

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089
E-mail : info@shimane-ikuei.or.jp



返還が完了するまで大切に保管し、利用してください。
奨学資金は貸与されたものです。最後まで責任をもって返還しましょう。

はじめに

あなたは、このたび島根県育英会の高等学校等奨学資金奨学生に採用されました。

この奨学資金は、高等学校等に進学したみなさんが自立して学ぶことを援助するためのもので、国・県の補助金のほか過去の奨学生からの返還金でまかなわれ、みなさんが卒業後返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。

島根県育英会は、みなさんが奨学生としてその立場や責任を自覚し、有意義な学生生活を全うされ、ふるさと島根を愛する社会人として活躍されることを期待しています。

この「奨学生の手びき」には、あなたが奨学生として採用され、奨学資金の貸与開始から貸与終了までの色々な手続と、奨学資金の返還について記載してあります。

全体を通してよく読んで、大切に保管してください。

また、不明な点は、在籍する学校の奨学金担当の先生かまたは下記の島根県育英会に照会してください。

なお、「奨学生の手びき」の記載内容は変更される場合があります。

最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。



奨学生(貸与中
返還中)の方へ



高等学校等奨学
資金の関係様式

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL.0852-28-1981 FAX.0852-26-2089

E-mail: info@shimane-ikuei.or.jp

目次

奨学生としての採用及び奨学資金の貸与開始から終了までの手続き

採用決定から奨学資金貸与中の書類の流れ等	1
1 基本的事項	2
(1) 奨学生番号	2
(2) 貸与月額と交付方法	2
(3) 貸与の始期及び終期	2
(4) 貸与額の通知	2
(5) 貸与期間中の報告等の義務	2
(6) 貸与の休止等	2
(7) 奨学資金返還の手続き	3
2 奨学資金返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書の提出	3
(1) 奨学資金返還誓約書（借用証書）	3
(2) 預貯金口座振替依頼書	4
3 奨学資金の貸与	4
(1) 奨学資金の振込み	4
(2) 奨学資金の受取方法	5
4 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止	5
(1) 進級確認書及び生活状況書の提出	5
(2) 高等学校等奨学生異動届の提出	5
(3) 奨学資金の辞退	7
(4) 貸与月額を変更したいとき	7
(5) 奨学資金貸与の取消し	7
(6) 奨学資金貸与額の通知	7

奨学資金の返還

奨学資金返還の全体の流れ	8
1 貸与奨学資金返還確認票の確認	9
2 奨学資金の返還方法	9
(1) 返還の条件（割賦方法）	9
(2) 返還期日（引落日）	9
(3) 口座振替の手数料	9
3 繰上げ返還	10
4 返還猶予	10
(1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程に進学して在籍している場合	10
(2) 災害、傷病、経済困難など返還できない事情が生じた場合	10
5 返還中における変更事項に関する届出	10
(1) 本人・連帯保証人・保証人の住所や返還用振替口座等の変更	10
(2) 連帯保証人・保証人の変更	11
(3) 返還者異動届の記入上の注意	12
6 育英会からのお知らせ	12
(1) 返還についてのお知らせ	12
(2) 返還残額のお知らせ	12
(3) 返還完了のお知らせ	12
7 返還を延滞した場合	12
8 返還の免除	12
9 時効更新の効力	13
10 管轄の合意	13
Ⅲ 公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学金貸与規程	14
Ⅳ 島根県育英会高等学校等奨学資金 関係様式	23

奨学生としての採用及び奨学資金の貸与開始から終了までの手続き

＜採用決定から奨学資金貸与中の書類の流れ等＞

書類の表記	書類の流れ
白地のもの	育英会 → 学校 → 本人
グレイ地のもの	本人 → 学校 → 育英会

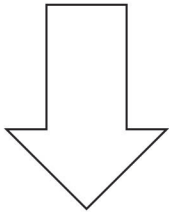
- * 配布時期：学校から本人へ書類が配布される時期
- * 提出時期：本人が書類を学校へ提出する時期
- * ()書きのページは、様式が載っているページを表す

中学校から応募の場合

在学年	書 類	配布時期or提出時期
中 3	選考結果通知	11月下旬から
	進学届	12月上旬
高等学校等の第1学年	進学届	4月上旬
	奨学生決定通知書	4月中旬
	奨学資金返還誓約書(借用証書)	
	預貯金口座振替依頼書	
	返還誓約書チェック表	
	奨学資金返還誓約書(借用証書)	5月上旬
	預貯金口座振替依頼書	
	返還誓約書チェック表	
	本人の住民票	
	連帯保証人及び保証人の「印鑑登録証明書」	5月末
奨学資金送金通知書		
卒業年度を除く各学年	奨学資金貸与額通知書	各年度1月下旬
	進級確認書・生活状況書(25・26ページ)	各年度3月下旬

高校等から応募の場合

在学年	書 類	配布時期or提出時期
奨学生決定年	奨学生決定通知書	7月下旬
	奨学資金返還誓約書(借用証書)	
	預貯金口座振替依頼書	
奨学生決定年	返還誓約書チェック表	9月上旬
	奨学資金返還誓約書(借用証書)	
	預貯金口座振替依頼書	
	本人の住民票	
卒業年度を除く各学年	連帯保証人及び保証人の「印鑑登録証明書」	9月末
	返還誓約書チェック表	
	奨学資金送金通知書	
卒業年度を除く各学年	奨学資金貸与額通知書	各年度1月下旬
	進級確認書・生活状況書(25・26ページ)	各年度3月下旬



右側の書類を提出しないといけないような状況になった場合には、まずは、学校にご相談ください

在学年	書 類	学校提出時期
奨学金貸与中(在学中)	異動届(高等学校等奨学生27ページ)	随時
	休学するとき	
	復学するとき	
	転学するとき	
	長期欠席をするとき	
	退学をするとき	
	退学処分を受けたとき	
	停学その他処分を受けたとき	
	連帯保証人又は保証人を変更する必要があるとき(異動届・1)(31ページ)	
	本人又は連帯保証人若しくは保証人の住所等の変更があったとき(異動届・2)(32ページ)	
	奨学資金辞退届(29ページ)	随時
	奨学資金貸与月額変更届	随時

在学年	書 類	配布(提出)時期
卒業年度の学年	今後の連絡先	奨学金最終振込後(卒業年度の1月下旬)
卒業年度の学年	今後の連絡先	3月上旬

1 基本的事項

(1) 奨学生番号

奨学生番号は、島根県育英会(以下「育英会」という。)の高等学校等奨学資金奨学生となったあなたの固有の番号です。

中学校で応募した場合、予約奨学生は「AA」、予約緊急奨学生は「AC」が2桁の数字の後ろについています。

高校等で応募した場合、在学奨学生は「BB」、緊急奨学生は「CC」が2桁の数字の後ろについています。

育英会への届け出や問い合わせの際には、必ず奨学生番号と氏名の両方で確認することになりますから、奨学生番号が記載してある「奨学生決定通知書」は「てびき」と一緒にして大切に保管してください。

(2) 貸与月額と交付方法

区	分	国公立	私立
奨学金	自宅通学(月額)	18,000円	33,000円
	自宅外通学(月額)	23,000円	38,000円
入学支度金(一時金)		—	23,100円

あなたの貸与月額は、「奨学生決定通知書」に記載された金額です。

交付の方法は、あなたから届け出のあった金融機関(ゆうちょ銀行、インターネット専業銀行を除く。)の指定の口座への2か月分(または4か月分)の振込みとなります。

(3) 貸与の始期及び終期

奨学金の貸与期間は下記のとおりです。

奨学生番号	貸与期間
AA・AC	奨学生決定年度に入学した月から在籍する学校の最短修業年限の最終月まで
BB	採用になった年度の4月から在籍する学校の最短修業年限の最終月まで
CC	理事長が認定した月から在籍する学校の最短修業年限の最終月まで

なお、家計の好転等で奨学資金が不要になったときは、辞退できます。その場合、貸与期間は、辞退のあった月までとなります。

ただし、入学支度金(私立学校のみ)は、第1学年に入学した人で4月から奨学金を貸与するときのみ、第1回送金に合わせて貸与します。

(4) 貸与額の通知

貸与期間中の貸与額については、毎年度最終振込み後(1月末頃)にお知らせします。ただし、最終貸与年度は、貸与奨学資金返還確認票により貸与総額をお知らせします。

貸与の内容について、しっかりと確認してください。

(5) 貸与期間中の報告等の義務

貸与期間中は、毎年度修学状況の報告義務があります。

また、連帯保証人または保証人の変更や、休学等修学状況に異動が生じた場合は、その届け出の義務があります。

詳細は、その様式も含めて後述します。(5ページ)

(6) 貸与の休止等

修学の状況等によっては、奨学資金の貸与を休止、停止、取り消しを行うことになりますので、注意してください。詳細は後述します。(5ページ～7ページ)

(7) 奨学資金返還の手続き

貸与期間の終期(最終振込み後)に、貸与奨学資金返還確認票の送付とともに返還についての案内をします。

2 奨学資金返還誓約書(借用証書)・預貯金口座振替依頼書の提出

AA及びACの奨学生は進学届の提出後に、またBB及びCCの奨学生は奨学生決定通知を受けた後に、「奨学資金返還誓約書(借用証書)」(以下「返還誓約書」という。)、**「預(貯)金口座振替依頼書自動払込利用申込書(㊦)」**(以下「口座振替依頼書」という)を提出していただきます。

(1) 奨学資金返還誓約書(借用証書)

返還誓約書は、借用金額と保証関係及び返還方法を約束するものです。

返還誓約書は、**記入例<様式4:35ページ>**をよく見ながら、本人、連帯保証人、保証人、親権者の欄に、それぞれ自筆で記入してください。なお、すでに印字されている箇所については、間違いがないかを確認し、間違いがあれば記入例に従って訂正してください。住所は、住民票及び印鑑登録証明書に記載の住所となります。提出年月日を忘れずに記入してコピーを取った後、本書を在籍する高等学校等へ提出してください。記入した内容が手元に残らないので、必ずコピーをお取りください。

返還誓約書のコピーは、この「てびき」と一緒にして大切に保管してください。

①借用金額

奨学生として貸与を受ける奨学資金の総額です。金額を訂正することはできません。

②本人

本人とは、奨学資金を利用する奨学生本人のことです。

押印の際は、認印でも構いませんが、連帯保証人及び親権者の印とは異なる印でなければなりません。

③連帯保証人 親権者(1)

奨学生本人と連帯して**返還の責任**を負います。

本人の父母またはこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者で、出願手続きのとき、願書に記入した人です。

実印を押印してください。

④保証人

本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人及び連帯保証人に代わって返還する人です。連帯保証人と世帯が別で独立した生計を営んでいる身元確実な成年者とし、出願手続きのとき、願書に記入した人です。

実印を押印してください。

⑤親権者(2)

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年者の場合、通常は父母が親権者です。

押印の際は、認印で構いませんが、本人、連帯保証人及び保証人とは異なる印でなければなりません。

⑥貸与の条件

返還誓約書に記載された貸与の条件に誤りがないか確認をしてください。

⑦返還の条件

返還は貸与終了の翌月から数えて7か月目の月(3月に卒業した場合は10月)から始まりま

す。毎月確実な返還ができる金額を 5,000 円～10,000 円（千円単位）から選んでください。

⑧添付書類

- ・本人：住民票（発行から 3 か月以内の原本） 1 通
- ・連帯保証人及び保証人：印鑑登録証明書（発行から 3 か月以内の原本） 各 1 通

(2) 預貯金口座振替依頼書

①返還金の口座振替

奨学資金の返還は、金融機関の口座振替の方法によると定められており、返還誓約書提出時に返還用振替口座の登録をお願いしています。返還金の振替口座をどこにするか、下記の 9 機関のうちから指定してください。

【金融機関・口座振替手数料一覧】

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
ゆうちょ銀行	33 円	山陰合同銀行	55 円
島根銀行	55 円	しまね信用金庫	55 円
島根中央信用金庫	55 円	日本海信用金庫	55 円
西中国信用金庫	55 円	島根県農業協同組合	33 円
島根益田信用組合	26 円	※手数料は変更になる場合があります。	

②口座振替依頼書の提出

返還用振替口座として、希望する金融機関が決まりましたら、「**預（貯）金口座振替依頼書 自動払込利用申込書**」に必要事項を記入し（口座振替依頼書の記入例＜様式 5：34 ページ＞）、金融機関お届け印を押印し、在籍する高等学校等へ提出してください。

【注 意 点】

- ・返還用振替口座は**奨学生本人名義**のものとし、奨学資金は奨学生本人に貸与されていますので、奨学生本人が育英会に対して返還する義務を負っています。
したがって、延滞があった場合は、奨学生本人に対して督促等が行われます。
- ・口座振替依頼書は 3 枚複写になっています。記入欄に漏れのないように記入し、印鑑は 1 枚目、2 枚目、3 枚目ともに金融機関お届け印を押印してください。その際、にじんだり、不鮮明になったりしないようにしてください。

③口座振替手数料

口座振替手数料は本人負担となっており、返還金額と合わせて引き落としとなります。

消費税を含む口座振替手数料は、上記の【金融機関・口座振替手数料一覧】のとおりです。

（例えば、毎月 10,000 円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033 円が口座から引き落としとなります。）

※金融機関の口座振替手数料は状況により変更になることがあります。育英会のホームページ等で確認してください。

3 奨学資金の貸与

(1) 奨学資金の振込み

奨学資金は、あなたから提出された金融機関口座届による指定の口座（口座名義人は奨学生本人）に振り込みます。

振込予定日は次ページの表のとおりです。

育英会や金融機関からの振込通知はありませんので、通帳等で確認してください。

やむを得ない理由で、振込口座の変更をしたいときは、在籍する学校の奨学金担当の先生に連

絡するか育英会へ連絡してください。また、金融機関の統合・合併等により、金融機関名・支店名等に変更が生じた場合にも連絡してください。

奨学資金振込予定表

奨学資金区分		振込予定日
第1回	4・5月分	5月10日
第2回	6・7月分	7月10日
第3回	8・9月分	9月10日
第4回	10・11月分	11月10日
第5回	12～3月分	1月10日

注1：AAまたはACの奨学生の第1回目の振込は、5月末日頃になります。

注2：BBの奨学生の第1回目の振込は、9月末日頃になります。その場合は、4月分にさかのぼって、6か月分を振り込みます。

注3：振込予定日は、都合により遅れることがあります。

注4：振込予定日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日となります。

(2) 奨学資金の受取方法

振り込まれた奨学資金の受け取りは、一般の普通預金の払い出し手続きと同じです。

4 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止

すべての書類は、在籍する学校に提出してください。提出された書類は、学校を通して育英会に送付されます。

(1) 進級確認書及び生活状況書の提出

奨学生は、貸与中は毎年、以下の書類の提出が必要です。

提出のない場合は、送金を停止することがあります。

①進級確認書<様式7：25ページ>

在学する学校が作成。

進級できず留年となった場合は、奨学資金は貸与休止となります。その後進級したときは、貸与が休止の日から2年以内であれば貸与復活願<様式11：28ページ>（在学する学校長が証明）の提出により、奨学資金の貸与を復活することができます。

②生活状況書<様式8：26ページ>

必要な箇所を記入し、在籍する学校へ提出。

(2) 高等学校等奨学生異動届の提出

次の事由が生じた場合は、直ちに、育英会に連絡の上、全ての場合において高等学校等奨学生異動届<様式9：27ページ>を在籍する学校へ提出してください。

高等学校等奨学生異動届には、連帯保証人との連署が必要です。

届出の内容により、奨学資金の貸与を休止または停止することになります。

①休学するとき

休学の初日の属する月の翌月から、奨学資金の貸与が休止となります。

②復学するとき

休学が2年以内または長期欠席の事由が解消した場合、高等学校等奨学生異動届に加え、高等学校等奨学金貸与復活願(様式11:28ページ)の提出により奨学資金の貸与を復活することができます。

③転学するとき

育英会の規程においては、転学した場合、奨学資金の貸与を辞退したものとみなし、貸与を終了します。ただし、理事長が認めたときには、継続することができますので在籍する高等学校等へ相談してください。

なお、各種学校等奨学資金取扱対象外の学校へ転学したときは、奨学資金を辞退したものとみなし、貸与が終了します。

④長期の欠席をするとき

長期欠席の初日の属する月の翌月から、奨学資金の貸与が休止となります。(長期とは、おおむね4か月以上をいいます。)

長期欠席の事由が解消された場合は、高等学校等奨学金貸与復活願<様式11:28 ページ>の提出により、承認されたときは貸与を復活することができます。

⑤退学するとき

学校を退学した日をもって、奨学資金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

⑥退学の処分を受けたとき

退学処分を受けた場合は、奨学資金貸与停止となり、処分の日の属する月で貸与期間が終了となります。

⑦停学その他の処分を受けたとき

処分の内容、理由、期間等により、処分の日の属する月の翌月から奨学資金の貸与を停止することがあります。

⑧連帯保証人または保証人を変更する必要があるとき

連帯保証人または保証人が、死亡やその他の事由で条件に合わなくなった場合は変更の必要がありますので、必ず育英会(☎0852-28-1981)までご連絡ください。

高等学校等奨学生異動届にあわせて本人及び変更後の連帯保証人または保証人が自筆で記入し、押印(実印、印鑑登録証明書添付)による届け出が必要となります。

(7) 奨学資金返還者異動届・1(連帯保証人・保証人変更届)<様式14:31 ページ>

- ・本人及び変更者の印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本を添付。ただし、本人が未成年の場合は、発行から3か月以内の住民票(本人分)の原本可。住民票の場合は、異動届の本人欄の押印に認印可。

(イ) 連帯保証人

原則として「父母」

次の条件すべてに該当する人を選任

① 奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること
② 奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・おじ・おば等の4等親以内の親族であること。
③ 未成年者および学生でないこと
④ 奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと
⑤ 債務整理中(破産等)でないこと

(ウ) 保証人

次の条件すべてに該当する人を選任(島根県内・県外は問わない)

- | |
|--------------------------|
| ① 奨学生本人および連帯保証人と別生計であること |
|--------------------------|

② 奨学生採用年度の4月1日における年齢が65歳以下であること。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳以下であること。
③ 未成年者および学生でないこと
④ 奨学生本人または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと
⑤ 債務整理中(破産等)でないこと

⑨本人または連帯保証人若しくは保証人の住所等の変更があったとき

住所・氏名等に変更があった場合は、高等学校等奨学生異動届にあわせ本人及び変更後の連帯保証人若しくは保証人の自筆による届け出が必要となります。

(7) 奨学資金返還者異動届・2 (住所等記載事項変更届) <様式 14 : 32 ページ>

- ・住所変更：変更者分の住民票を添付
- ・姓の変更：変更者分の戸籍抄本を添付

※いずれの添付書類も発行から3か月以内の原本

(3) 奨学資金の辞退

家計の好転等で、育英会高等学校等奨学資金が不要になる場合は、奨学生はいつでも「高等学校等奨学資金辞退届」<様式 12 : 29 ページ>を提出することにより、奨学資金を辞退することができます。

退学、退学処分の場合は、原則として前述の高等学校等奨学生異動届の提出だけで奨学資金の辞退扱いとなります。

辞退または辞退扱いとなるまでに貸与を受けた奨学資金については、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

(4) 貸与月額を変更したいとき

通学形態が変更になった(例えば、自宅から通学していたが転居したために自宅外から通学するような状況になった)場合や、家計の好転等で、自宅外通学ではあるが自宅通学の貸与月額を希望するような場合には、「奨学金貸与額変更願」により手続きを行うこととなります。

増額の場合は、連帯保証人及び保証人による自筆・実印押印の奨学金貸与額変更願と、それぞれの印鑑登録証明書の提出が必要となります。

変更がある場合は学校に連絡してください。

(5) 奨学資金貸与の取消し

次の場合、奨学資金の貸与が取り消し(①～③)、または取り消すことがあります。(④～⑧)
<貸与規程第17条>

取 消 し	① 退学処分を受けたとき
	② 奨学資金の貸与が休止または停止となって2年が経過したとき
	③ 死亡したとき
こ と が あ る 取 り 消 す	④ 奨学生願書に虚偽の記載または記載しなければならない事項を故意に記入しなかったとき
	⑤ 高等学校等奨学生異動届を提出せず、不正に貸与を受けたとき
	⑥ 病気等により修学不能と認められるとき
	⑦ 学業成績の不振、性行不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくないと認められるとき
	⑧ 奨学資金の貸与が不要と認められるとき

取消しになった場合、それまでに貸与を受けた奨学資金について、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

(6) 奨学資金貸与額の通知

毎年、その年度の最後の振込み後にお知らせします。貸与内容を確認してください。

奨学資金の返還

奨学資金返還の全体の流れ

() 書きのページは、様式が載っているページを表す

高等学校等卒業予定年度の1月末に「返還確認票」送付

高等学校等卒業

一括返還する場合は、育英会にご連絡ください

就職

大学等に進学

「勤務先届」(33 ページ)を育英会に提出してください

返還猶予を希望しない

返還猶予を希望する

就職にあたり住所が変わった場合は、「奨学資金返還者異動届・2」(32 ページ)と住民票を育英会に提出してください

「高等学校等返還猶予願」(30 ページ)と進学先の「在学証明書」を入学年の5月末までに育英会に提出してください

返還猶予承認後「返還明細書」送付

高等学校等を卒業した年の8月に「返還明細書」を本人宛に送付

返還猶予終了

就職した場合は「勤務先届」(33 ページ)を育英会に提出してください

就職にあたり住所が変わった場合は、「奨学資金返還者異動届・2」(32 ページ)と住民票を育英会に提出してください

10月から返還開始

返還猶予終了の翌月から返還開始

- * 毎月5日に振替口座から引き落としを行います
- * 5日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替となります
- 5日に振替ができない場合は、同月の20日に再振替を行います

返還途中に以下の変更事項が生じた場合、速やかに育英会に連絡の上、変更の手続きをお願いします。

- * 連帯保証人・保証人の変更 「奨学資金返還者異動届・1」(31 ページ)
- * 本人・連帯保証人・保証人の氏名変更 「奨学資金返還者異動届・2」(32 ページ)
- * 本人・連帯保証人・保証人の住所変更 「奨学資金返還者異動届・2」(32 ページ)
- * 返還口座の変更希望
- * 勤務先の変更 「勤務先(変更)届」(33 ページ)

返還途中に残額の一括返還を希望される場合は育英会にご連絡ください

返還が終了した翌月に、奨学生本人に返還完了のお知らせを送付します

奨学資金の返還

奨学生本人には島根県育英会から貸与を受けた奨学資金は必ず返還する義務があり、その返還金は、後輩の奨学資金として直ちに利用される仕組みになっています。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことにより、初めて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、必ず約束どおりに返還してください。

1 貸与奨学資金返還確認票の確認

奨学資金の貸与終了時に「貸与奨学資金返還確認票」が交付されますので、以下の内容について必ずご確認ください。

「貸与奨学資金返還確認票」は、返還が完了するまで、「てびき」と一緒にして大切に保管してください。

- ・借入金額、貸与の条件、返還の条件、返還口座等を確認してください。疑問があれば、育英会に申し出てください。
- ・記載事項に変更や追加がある場合は、速やかに育英会へ届け出てください。詳細は、「5 返還中における変更事項に関する届出」(10 ページ)を参照してください。

2 奨学資金の返還方法

奨学資金の返還は、貸与時に登録した返還用口座からの口座振替（引き落とし）により行います。

口座の残高不足等によりその月の返還金額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。

(1) 返還の条件（割賦方法）

返還誓約書で選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 返還期日（引落日）

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月(3月に終了した場合は10月)の5日が初回です。

以降毎月5日に毎月の月賦分を返還用振替口座から引き落とします。併用返還の場合は、毎月5日に月賦分を、7月と12月の5日には半年賦分を引き落とします。

なお、5日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。また、5日に残高不足等により引き落としが出来なかった場合には、20日に再度請求します。

(3) 口座振替の手数料

口座振替（引き落とし）の手数料は奨学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて引き落とします。振替手数料は、消費税を含め次のとおりです。

ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	島根県農業協同組合	33円
島根益田信用組合	26円		

(例えば、毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。)

ただし、手数料は状況により変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。

3 繰上げ返還

奨学生本人は、いつでも、貸与を受けた奨学資金を繰り上げて返還することができます。希望するときは、育英会(☎0852-28-1981)に連絡してください。

4 返還猶予

(1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に進学して、在籍している場合、在籍している期間は「高等学校等奨学資金返還猶予願」〈様式 13 : 30 ページ〉の提出により返還猶予ができます。

「高等学校等奨学資金返還猶予願」は、入学年の5月末までに「在学証明書」を添付して提出してください。

なお、専修学校の一般課程または学校教育法に規定されない、予備校や補習科、高等技術校、農林大学校、ポリテクカレッジ等猶予できない学校もあります。

(2) 災害、傷病、経済的理由など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額または返還猶予を願い出ることができます。

まずは、育英会(☎0852-28-1981)に相談してください。

願い出に当たっては、返還猶予する事由を明らかにする証明書（生活保護受給証明書、罹災証明書または診断書等）を添付してください。

【記入上の注意】

- ① 奨学生本人が自筆で記入してください。
- ② 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

5 返還中における変更事項に関する届出

(1) 本人・連帯保証人・保証人の住所や返還用振替口座等の変更

住所・氏名・電話番号等に変更があった場合や返還用振替口座の変更希望は、速やかに届け出てください。届出がないと、育英会からの重要な通知が届かず、延滞金が賦課される等、不利益が生じることがあります。

①住所の変更

- ・奨学資金返還者異動届・2（等記載事項変更届）〈様式 14 : 32 ページ〉
 - ・変更者分の住民票（マイナンバーの記載のないもの）を添付
- ※発行から3か月以内の原本

②姓の変更

- ・奨学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）〈様式 14 : 32 ページ〉
 - ・変更者分の戸籍抄本を添付
- ※発行から3か月以内の原本

③勤務先のみの変更

- ・勤務先（変更）届〈33 ページ〉

④返還用振替口座の変更

返還用振替口座の変更の希望がありましたら、直ちに育英会(☎0852-28-1981)まで連絡をしてください。口座振替依頼書をお送りします。

【注 意 点】

- ・返還用振替口座は奨学生本人名義のものであること。金融機関口座振替手数料については、9ページを参照してください。
- ・預(貯)金口座振替依頼書は3枚複写式になっています。記入欄に漏れのないように記入し、印鑑は1枚目、2枚目、3枚目ともに金融機関お届印を押印してください。
- ・記入後は3枚とも育英会に提出してください。

(2) 連帯保証人・保証人の変更

連帯保証人または保証人が、死亡やその他の事由で条件に合わなくなった場合は変更の必要がありますので、必ず育英会(☎0852-28-1981)までご連絡ください。

本人及び変更後の連帯保証人または保証人が自筆で記入し、押印(実印、印鑑登録証明書添付)による届け出が必要となります。

①連帯保証人の変更

原則として「父母」

次の条件すべてに該当する人を選任

① 奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること
② 奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
③ 未成年者および学生でないこと
④ 奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと
⑤ 債務整理中(破産等)でないこと

・奨学資金返還者異動届・1(連帯保証人・保証人変更届) <様式14:31ページ>

- ・本人及び変更者の印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本を添付。ただし、本人が未成年の場合は、発行から3か月以内の住民票(本人分)の原本可。住民票の場合は、異動届の本人欄の押印に認印可。

②保証人の変更

次の条件すべてに該当する人を選任(島根県内・県外は問わない)

① 奨学生本人および連帯保証人と別生計であること
② 奨学生採用年度の4月1日における年齢が65歳以下であること。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳以下であること。
③ 未成年者および学生でないこと
④ 奨学生本人または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと
⑤ 債務整理中(破産等)でないこと

・奨学資金返還者異動届・1(連帯保証人・保証人変更届) <様式14:31ページ>

- ・本人及び変更者の印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本を添付。ただし、本人が未成年の場合は、発行から3か月以内の住民票(本人分)の原本可。住民票の場合は、異動届の本人欄の押印に認印可。

(3) 返還者異動届等の記入上の注意

- ①いずれの場合も異動届の「借入金額」、「日付」、「本人」欄は必ず自筆で記入してください。
- ②変更のある人の欄に記入もれのないよう各自が自筆で記入してください。
- ③字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ④親権者欄は、記入日現在、奨学生が未成年者の場合には記入してください。親権者が2人の場合は、2人とも記入の必要があります。民法で定められた後見人がいる場合には、後見人の方が自筆で記入してください。
- ⑤訂正をする場合には、該当箇所に二重線を引き、訂正してください。押印の必要な様式は、訂正印が必要です。
- ⑥修正液・修正テープでの訂正は認められません。

6 育英会からのお知らせ

(1) 返還についてのお知らせ

返還開始及び返還猶予承認の際、「島根県育英会高等学校等奨学資金返還明細」を送付します。振替開始月、振替口座等を必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。

この返還の明細は、返還が完了するまで、「てびき」と一緒にして大切に保管してください。

(2) 返還残額のお知らせ

毎年2月下旬に返還残額のお知らせを送付します。返還状況を確認してください。

(3) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときには、そのことを奨学生本人に通知します。

奨学資金返還誓約書（借用証書）の返却をご希望される場合は、育英会（☎0852-28-1981）にお申し出ください。

申し出がない場合は、育英会で一定期間保管し、厳正に廃棄いたします。

7 返還を延滞した場合

奨学資金の返還を滞納した場合は、状況に応じて「督促」、「債権回収会社に委託」するほか、「訴訟等」の法的措置をとることになります。

8 返還の免除

本人が死亡または心身の障害により返還できなくなったときは、連帯保証人または保証人に返還していただきますが、いずれも返還できない特別な事情がある場合は、願い出により返還を免除することがあります。

返還の免除には手続きが必要となりますので、育英会（☎0852-28-1981）まで連絡をしてください。なお、残額を全額免除する場合と一部だけ免除する場合があります。

【注 意】

延滞している場合は返還免除の対象になりません。願い出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です。（延滞をしている場合、延滞を解消することにより願い出は可能になります。）

9 時効更新の効力

奨学生、連帯保証人または保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた人以外の奨学生、連帯保証人または保証人にも及ぶこととします。

10 管轄の合意

民事訴訟法第 11 条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

この「奨学生の手びき」では、上記以外の特殊な場合の手続き等については省略してあります。

記載されていない手続き等については、14 ページから掲載している「公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程」を参照してください。

不明な点は、育英会（☎0852-28-1981）へお尋ねください。

Ⅲ 公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 奨学資金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第7条）
- 第3章 奨学資金の貸与及び貸与期間中の報告等（第8条～第17条）
- 第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等（第18条～第25条）
- 第5章 奨学資金の返還免除及び手続（第26条～第28条）
- 第6章 補則（第29条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学困難な本県出身の生徒に対し、奨学資金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「奨学資金」とは、奨学金及び入学支度金をいう。

2 この規程において「奨学金」とは、在学中の経済的負担を軽減するために貸与する金銭をいう。

3 この規程において「入学支度金」とは、私立の学校に入学するために貸与する金銭をいい、奨学金の貸与を受ける人についてのみ貸与することができるものとする。

4 この規程において「奨学生」とは、奨学資金の貸与を受ける人をいう。

5 この規程において「生徒」とは、次の各号に掲げる学校（以下「高等学校等」という。）のいずれかに在学する本県出身の生徒であって、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

- (1) 高等学校
- (2) 中等教育学校の後期課程
- (3) 特別支援学校の高等部の本科
- (4) 高等専門学校（専攻科を除く。）
- (5) 専修学校の高等課程

6 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 生徒の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

7 第5項に定める生徒であっても次の各号のいずれかに該当する人は、この規程に基づく奨学生の対象とはしない。

- (1) 日本学生支援機構における奨学金（給付型を除く）を受けている人
- (2) 母子及び寡婦福祉法に定める修学資金又は就学支度資金を受けている人
- (3) 高等学校定時制課程等修学奨励資金を受けている人
- (4) 特別支援教育就学奨励費の給付を受けている人

(貸与額及び利息)

第3条 奨学金の貸与月額は、次の表の左欄に掲げる通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

通学形態の区分		奨学金の貸与月額
国公立	自宅通学	18,000円
	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	33,000円
	自宅外通学	38,000円

- 2 入学支度金の額は、23,100円とする。
- 3 奨学金及び入学支度金は、無利息とする。

(連帯保証人及び保証人)

第4条 奨学資金の貸与を受けようとする人（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人1人及び保証人1人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人及び保証人は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者
 - (2) 保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む成年者
- 3 理事長は、必要があると認める場合は、奨学資金の貸与を受けた人に対し、連帯保証人若しくは保証人の追加又は連帯保証人若しくは保証人の変更を求めることができる。

第2章 奨学資金の貸与の申請、選考、決定等

(奨学生願書の提出及び取下げ)

第5条 奨学生志望者は、連帯保証人となる人と連署の上、別に定める高等学校等奨学生願書（以下「奨学生願書」という。）を別に定める期日までに在学する学校長（以下「学校長」という。）に提出してその推薦を受けなければならない。

- 2 前項の規定により提出する奨学生願書には、奨学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）を添付しなければならない。
- 3 奨学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、奨学生願書の提出後奨学生の決定通知を受ける日の前日までに、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学生願書取下届（以下「願書取下届」という。）を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。

- 4 出願者は、高等学校等に入学しなかったとき、又は、高等学校等の前学年から進級しなかった場合は、直ちに、学校長を通じて、願書取下届を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。

(奨学生の選考及び決定)

- 第6条** 選考委員会は、出願者のうち、学習意欲が旺盛で経済的理由により修学が困難である人を選考するものとする。
- 2 前項の規定により行われる選考は、次に掲げる判定に基づくものとする。
- (1) 特に学習意欲が旺盛であるかどうかについての総合的判定
- (2) 修学が困難であるかどうかについての判定
- 3 前項の規定にかかわらず著しく修学が困難と認められる人については、同項第2号の判定により選考するものとする。
- 4 奨学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。この場合において、高等学校等に在学していない人（以下「予約奨学生」という。）については、高等学校等への進学を条件としなければならない。
- 5 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、学校長を通じて出願者に文書で通知するものとする。
- 6 予約奨学生は、高等学校等への入学後、学校長を通じて、別に定める高等学校等進学届を理事長に提出することによって奨学生の資格を得るものとする。

(返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書等の提出)

- 第7条** 奨学生の決定通知書を受けた人は、高等学校等への入学後、理事長が指定する期限までに学校長を通じて、別に定める返還誓約書（借用証書）（連帯保証人及び保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」）並びに別に定める預貯金口座振替依頼書を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、奨学生は、保証人を立てることが困難なときは、学校長を通じて、あらかじめ別に定める保証人免除願を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた人については、この規程中「連帯保証人及び保証人」、「連帯保証人又は保証人」又は「連帯保証人若しくは保証人」とあるのは、それぞれ「連帯保証人」と読替えるものとする。
- 4 返還誓約書を提出する場合は、奨学生本人の住民票抄本並びに連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第3章 奨学資金の貸与及び貸与期間中の報告等

(奨学資金の交付)

- 第8条** 奨学金は、2か月分又は4か月分を合わせて交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。
- 2 入学支度金は、第7条に規定する返還誓約書の提出があった後、最初の奨学金の交付に合わせて交付する。

3 奨学金の交付は、金融機関に委託して行うものとする。

(貸与額の通知)

第9条 奨学金の貸与月額並びに貸与総額は、毎年度1月以降奨学生本人に送付する貸与額通知書により通知するものとする。ただし、最終貸与年度においては、奨学金の最終送金終了後奨学生本人に送付する貸与奨学金返還確認票により通知するものとする。

(貸与月額の変更)

第10条 奨学金の貸与月額の変更は、別に定める島根県育英会高等学校等奨学金貸与月額変更願（奨学生が未成年者の場合にあつては、その親権者又は後見人が連署、押印することを要し、当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合にあつては、連帯保証人及び保証人が連署、押印することを要する。）を奨学生が学校長を通じて提出することにより行うものとし、当該変更を適用する月は理事長が別に定めるものとする。

2 前項に規定する奨学金貸与月額変更願を提出する場合は、別に定める必要書類を添付するものとする。

(奨学金の貸与期間)

第11条 奨学金の貸与期間は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める月（以下「貸与開始月」という。）から在学する学校の最短修業年限の最終月までとする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する人に対する奨学金の貸与期間は、4年間を限度とする。

- (1) 予約奨学生 入学した月
- (2) 予約奨学生以外の者 理事長が別に定める月

(進級確認、学業成績及び生活状況の報告)

第12条 奨学生は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、学校長を通じて、学校長が証明する進級確認書及び理事長が別に定める生活状況書を理事長に提出しなければならない。

(奨学生異動届)

第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、連帯保証人（第7号の場合にあつては新たに連帯保証人となる者）と連署の上、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学生異動届（以下「奨学生異動届」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をしたとき。
- (2) 転学をするとき。
- (3) 長期の欠席をするとき。
- (4) 退学をするとき。
- (5) 退学の処分を受けたとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (8) 本人又は連帯保証人若しくは保証人の住所その他重要な事項に変更があったとき。

(貸与の休止又は停止)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日の属する月の翌月から奨学金の貸与を休止する。

- (1) 進級しなかったとき。 進級が認められなかった日
- (2) 休学をしたとき。 休学の初日
- (3) 長期の欠席をしたとき。 長期の欠席の初日

2 奨学生が停学その他の処分を受けた場合は、その処分を受けた日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがある。

3 理事長は、奨学金の貸与を休止した場合又は奨学金の貸与を停止した場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(貸与の復活)

第15条 奨学生が、奨学金の貸与を休止又は停止された場合において、学校長を通じて、これらの事由の消滅を理由として貸与の休止又は停止の解除を願い出たときは、貸与の休止又は停止の時から2年以内に限り、奨学金の貸与を復活させることができる。

2 理事長は、奨学金の貸与を復活させた場合は、学校長を通じて本人にその旨を文書で通知するものとする。

(奨学資金の辞退及び貸与期間の特例)

第16条 奨学生は、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学資金辞退届（以下「奨学資金辞退届」という。）を理事長に提出することにより、奨学資金を辞退することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金を辞退したものとみなす。ただし、奨学生が第2号の事由に該当する場合で理事長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 中途退学したとき。 中途退学した日
- (2) 転学したとき。 転学した日

3 奨学金の辞退があった場合（辞退したものとみなされた場合を含む。）における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金辞退届を提出した日又は奨学金を辞退したものとみなされた日の属する月までとする。

(奨学金貸与の取消し及び貸与期間の特例)

第17条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取消す。

- (1) 退学の処分を受けたとき。 処分を受けた日
- (2) 奨学金の貸与を休止又は停止された時から2年を経過したとき。 2年を経過した日
- (3) 死亡したとき。 死亡した日

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取消すことがある。

- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入又は記入しなければならない事項を故意に記入しなかったことにより、奨学生に決定されたことが判明したとき。 判明した日

- (2) 第13条第1号から第3号まで並びに第7号及び第8号に定める事由のいずれかに該当する場合において、奨学生異動届を提出せず、不正に奨学金の貸与を受けたことが判明したとき。 判明した日
 - (3) 傷病などにより修学の見込がないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (4) 学業成績の不振、性行の不良、債務の不履行などにより、奨学生としてふさわしくないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (5) 奨学金の貸与を必要としなくなったと理事長が認めたとき。 認めた日
- 3 奨学金の貸与の取消しをした場合は、学校長を通じて本人にその旨を文書で通知する。
 - 4 奨学金の貸与を取消した場合における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金の貸与を取消した日の属する月までとする。

第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等

(奨学資金の返還)

第18条 奨学資金を返還しようとする人（以下「奨学資金返還者」という。）は、奨学金の貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から、貸与を受けた奨学資金の総額に応じて別に定める返還期間内に、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

2 奨学資金の返還は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 月賦又は月賦と半年賦
- (2) 別に定める金融機関の口座振替

3 前項第1号に掲げる割賦の金額は、理事長が別に定める。

4 奨学資金返還者が島根県奨学金返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学資金の全部又は一部を免除することができる。

5 奨学資金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

(奨学資金の全部返還)

第19条 奨学資金返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求することができる。

(奨学資金の繰上げ返還)

第20条 奨学資金返還者は、いつでも、貸与を受けた奨学資金を繰上げて返還することができる。

(奨学資金の返還猶予)

第21条 奨学資金返還者が次の各号のいずれかの事由により貸与を受けた奨学資金の返還猶予を希望する場合は、別に定める高等学校等奨学資金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第5項各号及び次に定める学校に在学するとき。

ア 大学院

- イ 大学
- ウ 短期大学
- エ 専修学校の専門課程

- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく被保護者となったとき。
- (3) 災害又は傷病により奨学資金の返還が著しく困難になったとき。
- (4) そのほか、止むを得ない事由により奨学資金の返還が著しく困難になったとき。

2 理事長は、奨学資金の返還を猶予する必要があると認めるときは、通算 6 年以内の期間（奨学金返還者が前項第 1 号の事由に該当する場合で理事長が認めるときにあっては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。

3 理事長は、前項の規定により奨学資金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

4 理事長は、第 1 項に定める事由により奨学資金の返還の猶予している期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

（割賦金に係る延滞金）

第22条 奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して 1 月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365 日当たり）5 パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

（返還金の充当）

第23条 奨学資金返還者から返還金の支払があった場合は、次に掲げるところにより、当該返還金を割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来している割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来している割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来している割賦金については、返還期日の早く到来したものから充当する。
- (3) 返還期日の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来するものから充当する。

（奨学資金返還者の異動届）

第24条 奨学資金返還者及び奨学資金の返還の猶予を受けている人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第 7 条第 4 項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (2) 本人、連帯保証人又は保証人の住所その他の事項に変更があったとき。

(死亡届の提出)

第25条 奨学生、奨学資金返還者又は奨学資金の返還を猶予されている人が死亡した場合は、その相続人又は連帯保証人若しくは保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

第5章 奨学資金の返還免除及び手続

(返還免除)

第26条 理事長は、奨学生又は奨学資金返還者が死亡又は心身の障害により奨学資金の返還ができなくなった場合には、当該奨学生又は当該奨学資金返還者が貸与を受けた奨学資金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

(返還免除の手続)

第27条 奨学生又は奨学資金返還者（死亡によるときは、その相続人。以下同じ。）は、前条に規定する事由により奨学資金の返還免除を受けようとするときは、連帯保証人及び保証人と連署の上、別に定める高等学校等奨学資金返還免除願（以下「奨学資金返還免除願」という。）を理事長に提出しなければならない。この場合において、奨学生又は奨学資金返還者が奨学資金返還免除願を提出できないとき、又はしないときは、連帯保証人及び保証人は、連署の上、奨学資金返還免除願を理事長に提出することができる。

2 奨学資金返還免除願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書
- (2) 心身の障害によるときは、当該傷害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第28条 奨学資金返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定があった場合は、奨学資金返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第29条 この規程中別に定めるとした事項その他この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年6月9日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。
- 2 この規程の変更後の第2条第7項第4号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成25年6月11日）から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成26年6月16日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(既貸与者の取扱)

- 1 平成29年3月31日までに貸与を開始した奨学生は、理事長が別に定める期日までに返還誓約書（借用証書）を提出しなければならない。平成29年3月31日までに貸与が終了した人の中で、返還誓約書（借用証書）未提出の人については従前の例によるものとする。
- 2 返還誓約書に添付する書類については、第7条第4項に準ずるものとする。

島根県高等学校等奨学資金 関係様式



【○：ホームページに掲載あり】

様式 の名称 (貸与規程の 関係条文)	様式 番号	てびき 掲載 ページ	様 式	記入 例
進級確認書 (12 条)	様式 7	2 5	○	—
生活状況書 (12 条)	様式 8	2 6	○	—
高等学校等奨学生異動届 (13 条)	様式 9	2 7	○	—
高等学校等奨学金貸与復活願 (15 条)	様式 1 1	2 8	○	—
高等学校等奨学資金辞退届 (16 条)	様式 1 2	2 9	○	—
高等学校等奨学資金返還猶予願 (21 条)	様式 1 3	3 0	○	○
奨学資金返還者異動届・1 (連帯保証人・保証人変更届) (13 条・24 条)	様式 1 4	3 1	○	○
奨学資金返還者異動届・2 (住所等記載事項変更届) (13 条・24 条)	様式 1 4	3 2	○	○
勤務先(変更)届	—	3 3	○	—
預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 記入例 (7 条)	様式 5	3 4	—	○
奨学資金返還誓約書 (借用証書) 記入例 (7 条)	様式 4	3 5	—	○

※これらの様式を利用する場合は、掲載ページの様式をコピーするか、育英会のホームページからダウンロードして書類を作成してください。

※てびきに記入例が掲載されているものは、参照のうえ、書類を作成してください。

【「奨学生のでびき」掲載省略分】

様式の名称 (貸与規程の関係条文)	様式番号	備 考
奨学資金返還誓約書 (借用証書) (7条)	様式4	学校を通じて配布されます
預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 <3枚複写のもの> (7条)	様式5	育英会に連絡してください 返還口座の変更を希望される場合も、育英会に連絡してください
島根県育英会高等学校等奨学金 貸与月額変更願 (10条)	様式6	学校に連絡してください
死 亡 届 (25条)	様式16	まずは育英会に相談してください
高等学校等奨学資金返還免除願 (27条)	様式17	まずは育英会に相談してください

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

様式7 (規程第12条関係)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

学 校 名

学校長名

印

進 級 確 認 書

このことについて、下記のとおり証明します。

記

〈Aパターン〉 全日制・定時制の課程に在籍している奨学生

課 程	学 科	学 年	奨学生番号	氏 名	進級・留年 (○) (×)	備 考

〈Bパターン〉 通信制の課程に在籍している奨学生

課 程	学 科	奨学生番号	氏 名	本年度の 修得単位数	前籍校を含めて 貸与月数が48か月 以内での卒業見込	備 考
				単位	a 見込める b 見込めない	

※ 提出にあたっては下記によりお願いします。

上記の「課程名・学科名・学年・奨学生番号・氏名」欄を記入後、Aパターンでは「進級・留年」欄を記入、Bパターンでは「修得単位数・貸与月数が48か月以内での卒業見込」欄を記入して提出してください。

また、転学し継続貸与希望の場合は、備考欄にその旨と修得単位数を記入して提出してください。

非活動生の場合も、備考欄にその旨を記入して提出してください。

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※奨学生本人が自筆で記入してください。

様式8 (規程第12条関係)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号	島高奨第 ー 号
住民票記載 住所	〒 ー
家族と別居の 場合の住所 (寮・下宿等)	
氏 名	
学校・学科名	

生活状況書

令和 年4月から令和 年3月までの生活状況は、下記のとおりでしたので、継続して

{ 自宅通学 }
{ 自宅外通学 } の奨学金の貸与をお願いします。(※該当する奨学金区分を○で囲むこと。)

記

生活状況

1 経済状況

・生計を一にしている家計状況が、出願時又は前回の生活状況書提出時に比べて

ア ほぼ変わらない イ 苦しくなった ウ その他

具体的に記入

2 学校生活の状況

・学力向上のため授業に

ア 積極的に参加した イ あまり参加しなかった ウ その他

具体的に記入

・部活動、クラブ活動等への参加 (具体的に記入)

(注意 自宅外通学の奨学金を貸与されている人は、自宅外の住所を記入すること。また、住所の変更があった人は異動届等を提出すること。)

(2025. 1)

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※奨学生本人、連帯保証人が自筆で記入してください。

様式9（規程第13条関係）

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号	島高奨第	—	号
奨学生本人 (自筆で記入)	住所 〒	—	
	氏名		
	電話番号		
連帯保証人 (父母等) (自筆で記入)	住所 〒	—	
	氏名		
	電話番号		

高等学校等奨学生異動届

下記のとおり異動事項が生じたので、(公財)島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程第13条の規定により異動届を提出します。

記

1 異動事項（該当箇所を○で囲み、その日付等を記入してください。）

ア 休学（令和 年 月 日付、休学期間 ~ ）

イ 復学（令和 年 月 日付）

ウ 転学（令和 年 月 日付、転学学校名 ）

※特別な事情により、継続して貸与を希望される場合は、至急育英会まで連絡してください。

エ 長期欠席（令和 年 月 日～令和 年 月 日）

オ 退学（令和 年 月 日付）

カ 退学処分（令和 年 月 日付）

キ 停学処分（令和 年 月 日付、停学期間 ~ ）

ク その他の処分（令和 年 月 日付、内容 ）

ケ 返還誓約書（借用証書）の連帯保証人又は保証人を変更する

コ 返還誓約書（借用証書）の本人又は連帯保証人若しくは保証人の記載事項に変更が生じた

※ケに該当するときは「奨学資金返還者異動届・1（連帯保証人・保証人変更届）」（様式14）、
コに該当するときは「奨学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）」（様式14）と変更を証明する添付書類等をあわせて提出してください。

2 異動理由（上記ア～クに該当する場合、具体的に記入。上記ケ又はコに該当する場合、その理由及び変更後の内容を記入。）

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
※奨学生本人が自筆で記入してください。

様式 11 (規程第 15 条関係)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号	島高奨第 ー 号
住 所	〒 ー
氏 名	

高等学校等奨学金貸与復活願

令和 年 月 日付島育第 号で、奨学金貸与休止・停止の通知を受けましたが、その事由が消滅しましたので、奨学金貸与の復活をお願いします。

上記の者は、令和 年 月 日付で、本校 科 学年に進級・復学・学校復帰・その他 () したことを証明します。

令和 年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
※奨学生本人、連帯保証人が自筆で記入してください。

様式 12 (規程第 16 条関係)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号	島高奨第	—	号
奨学生本人 (自筆で記入)	住 所 〒	—	
	氏 名		
	電話番号		
連帯保証人 (父母等) (自筆で記入)	住 所 〒	—	
	氏 名		
	電話番号		

高等学校等奨学資金辞退届

下記により島根県育英会の高等学校等奨学資金を辞退しますので、(公財)島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程第16条の規定により、連帯保証人と連署のうえ届け出ます。

記

1 辞退期日
令和 年 月分以降

2 辞退理由 (具体的に記入)

上記のとおり貴会の奨学資金について辞退の届け出がありましたので送付します。

令和 年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※奨学生本人が自筆で記入してください。

様式 13 (規程第 21 条関係)

高等学校等奨学資金返還猶予願

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨 学 生 番 号	借用終了時の学校名
島高奨第 - 号	

奨学資金は 年 月分まで受領

氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	(自宅)
	(携帯)

次のとおり返還猶予を受けたいのでお願いします。

1 希望の返還猶予期間

西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで

2 猶予を希望する事由 (詳細に)

3 進学を理由とした場合、進学した学校の在学期間

西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで

- 注 1 事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。(在学証明書等)
2 住所、電話番号は、育英会から速やかに連絡できるところを記入してください。

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※各自が自筆で記入してください。 ※本人欄の記入は必須です。

様式14 (規程第13条・24条関係)

奨学資金返還者異動届・1 (連帯保証人・保証人変更届)

借用金額

円

私は公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程の規定を守り、「高等学校等奨学資金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			実印	本人欄の記入は必須 (本人自筆)
	住民票に記載の住所	〒	—		
	フリガナ	勤務先名			
	氏名	☎			
	電話番号	(自宅)	(携帯)		
Eメールアドレス					
連帯保証人	住所	〒	—	実印	変更のある人の欄に全て記入してください。 それぞれ自筆押印してください。
	フリガナ	勤務先名			
	氏名	☎			
	電話番号	(自宅)	(携帯)		
	本人との関係				
生年月日					
保証人	住所	〒	—	実印	変更のある人の欄に全て記入してください。 それぞれ自筆押印してください。
	フリガナ	勤務先名			
	氏名	☎			
	電話番号	(自宅)	(携帯)		
	本人との関係				
生年月日					

※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自筆で記入する。

※2 実印押印のうえ印鑑登録証明書(発行後3か月以内の原本)を添付する。

※3 本人が未成年の場合は実印・印鑑登録証明書に替え認印・住民票で可。

親権者 (父) (後見人)	住所	〒	—	☎(自宅) 携帯	印	奨学生が未成年者の場合には記入してください。
	氏名	勤務先名				
親権者 (母)	住所	〒	—	☎(自宅) 携帯	印	奨学生が未成年者の場合には記入してください。
	氏名	勤務先名				

1 異動事項(※の該当箇所を○で囲んでください)
借用証書記載の(※連帯保証人・※保証人)を変更する。

2 異動の理由(具体的に記入)

3 時効についての確認事項

奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。

4 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

(2026. 4)

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※各自が自筆で記入してください。 ※本人欄の記入は必須です。

様式14（規程第13条・24条関係）

奨学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）

借用金額

	円
--	---

私は公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程の規定を守り、「高等学校等奨学資金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			
	住民票に記載の住所	〒	-	
	フリガナ			
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
Eメールアドレス				
連帯保証人	住所	〒	-	
	フリガナ			
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
生年月日				
保証人	住所	〒	-	
	フリガナ			
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
生年月日				

本人欄の記入は必須
(本人自筆)

変更のある人の欄に全て記入してください。
それぞれ自筆してください。

- ※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自筆で記入する。
- ※2 住所変更の場合は住民票（発行後3か月以内の原本）を添付する。
- ※3 姓変更の場合は戸籍抄本（発行後3か月以内の原本）を添付する。

親権者 (父) (後見人)	住所	〒	-	☎(自宅) 携帯
	氏名	勤務先名		
親権者 (母)	住所	〒	-	☎(自宅) 携帯
	氏名	勤務先名		

奨学生が未成年者の場合には記入してください。

- 1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）
借用証書記載の（※本人・※連帯保証人・※保証人・※親権者）の記載事項に変更が生じた。
- 2 異動事項の内容（具体的に記入）
- 3 異動の理由（具体的に記入）

--	--

- 4 時効についての確認事項
奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。
- 5 管轄の合意
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※各自が自筆で記入してください。

※本人欄の記入は必須です。

勤務先（変更）届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号	
	氏名	
	住所	〒 (自宅電話) (携帯電話)
	勤務先名	☎
連帯保証人	氏名	
	住所	〒 (自宅電話) (携帯電話)
	勤務先名	☎
保証人	氏名	
	住所	〒 (自宅電話) (携帯電話)
	勤務先名	☎
親権者	氏名	
	住所	〒 (自宅電話) (携帯電話)
	勤務先名	☎

本人欄の記入は必須
(本人自筆)

変更のある人の欄に全て記入してください。
それぞれ自筆してください。

奨学資金を返還するために利用する口座振替依頼書の記入例 (3枚とも育英会に提出)

字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収)

金融機関用

口座振替(自動払込)取扱金融機関 御中
公益財団法人島根県育英会理事長 様

現住所を記入

奨学生番号は正確に

私は、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程第18条の規定による奨学金の返還を下記口座から預(貯)金振替または自動払込によって支払うこととしたいので、預(貯)金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

奨学生番号	26AA-XXXX	氏名	島根太郎	現住所	〒690-0887 松江市殿町1番地
返還口座名義人との関係	① 本人 2. その他 ()	TEL	0852-XXXX-XXXX		
親権者の同意	父(氏名) 島根育郎	母(氏名)	島根花子		

本人が未成年の場合は、親権者が自署してください。

＝預(貯)金口座振替規定＝

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預(貯)金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預(貯)金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり育英会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
4. この預(貯)金口座振替についてかたに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
5. ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

I 返還する口座について

★ゆうちょ銀行以外

口座番号は通帳等で確認のうえ記入すること

金融機関コードが不明なら記入不要

育英 (銀行・信用金庫 農協・信用組合)	育英 (支店 支所)	
金融機関コード	支店コード	口座番号
	普通	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
フリガナ	シマネ タロウ	お届け印
口座名義人	島根太郎	
振替日	5日(再20日) 金融機関休業日の場合は翌営業日	
種類	島根高校奨学金	

金融機関お届け印を3枚すべてに押印すること

★ゆうちょ銀行

記号、番号は通帳等で確認のうえ記入すること

取扱内容(種目コード)	新規(166)・変更(166)	
種別コード	通帳記号	通帳番号(右ヅメで記入)
30	15XXXXの	000123XXXX
フリガナ	シマネ タロウ	お届け印
口座名義人	島根太郎	
ご住所	〒690-0887 松江市殿町1番地	TEL (0852-XXXX-XXXX)
払込日	5日(再20日) 金融機関休業日の場合は翌営業日	払込開始年月
		年 月
		記入不要
		金融機関お届け印を3枚すべてに押印すること
		加入者名 公益財団法人島根県育英会

奨学生本人名義の口座を記入

現住所を記入

返還用口座は下記の金融機関の中から選んでください。

口座振替の手数料は奨学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて振り替えます。振替手数料は、消費税を含めて、次のとおりです。

ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	島根県農業協同組合	33円
島根益田信用組合	26円	※手数料は変更になる場合があります。 育英会のホームページ等で確認してください。	

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
 ※自筆での記入が難しい事情がある場合は、育英会までご連絡ください。
 ※印字内容が異なる場合、育英会へご連絡ください。

記入例

・本人・連帯保証人・保証人・親権者の住所、氏名、自宅電話番号、生年月日の印字に間違いがないか確認してください。
 ※本人・連帯保証人・保証人・親権者の自宅電話番号、携帯電話番号がない場合、「なし」と記入してください。
 ・勤務先が「自営」の方の場合は、店名または屋号で記入し、(自営)と記入してください。
 ・連帯保証人、保証人、親権者(2)の方が無職の場合は、勤務先に「無職」と記入してください。
 ・訂正が必要な場合は、二重線の上から、押印または実印と同じ印を押印し、空いている箇所書き直してください。

奨学資金返還誓約書 (借用証書)

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
¥	6	4	8	0	0	0

借用予定金額です。
 ※卒業までに貸与予定の総額です。
 貸与月額等に変更がある場合は、別途手続きが必要となります。

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

私は、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたします。
 つきましては、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程に基づき、「高等学校等奨学資金奨学生のてびき」記載の取扱いにしたがい借用金額を返還することを誓約します。

令和 8年5月 9日 書いた日を記入してください。

奨学生番号	26AA-000	
住所	〒690-0887 松江市殿町1番地 ○○住宅3号棟123号室	
自宅電話番号	0852-00-0000	携帯電話番号 080-0000-0000
Eメールアドレス	00000@000.ne.jp	
氏名	島根 二郎	フリガナ シマネ ジロウ
署名	島根 二郎	性別 男
		平成21年6月26日生

印字されている住所が、住民票住所と異なる場合は、住民票記載の住所を記入してください。

氏名、性別、自宅電話番号、本人の携帯番号、本人のメールアドレスを記入してください。
 ※自宅電話番号、携帯電話、Eメールアドレスがない場合は、「なし」と記入してください。
 ※空欄の場合、受理できません。

本人印を押印してください。(朱肉を使用しないスタンプ印、シャチハタ等不可。)
 ※連帯保証人、親権者(2)と異なる印を押印してください。

学科名、学年を本人が自筆で記入してください。
 ※学科名を書けない場合は、空欄でもかまいません。

注 ①本人、連帯保証人(親権者(1))、保証人及び親権者(2)欄に各自が署名・押印してください。
 ②連帯保証人及び保証人欄には、実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を押印してください。

貸与の条件

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2026年 4月 ~ 2029年 3月	36月	18,000円	648,000円
入学支度金			0円

学校名 県立育英高等学校

普通 科 1年

返還の条件

区分	毎月返還額(円)	最終返還額(円)	期間
A	5,000 (129回)	3,000	10年10月 (130回)
B	6,000 (108回)	-	9年0月 (108回)
C	7,000 (92回)	4,000	7年9月 (93回)
D	8,000 (81回)	-	6年9月 (81回)
E	9,000 (72回)	-	6年0月 (72回)
F	10,000 (64回)	8,000	5年5月 (65回)
月賦+半年賦	G		

※希望する返還方法の区分に○をつけてください。
 ※月賦+半年賦の併用返還Gを希望の方は、育英会事務局へご連絡してください。

訂正の例

* 印字されている箇所や自筆で記入した箇所に訂正が必要な場合は、二重線で訂正し二重線の上から本人押印と同じ印を押印して、空いている箇所書き直してください。

* 押印不鮮明や誤って押印された印鑑は、二重線で訂正し当該者欄の空いた箇所に重ならないように押印してください。

住所	〒690-8501 松江市殿町1番地 ○○住宅3号棟123号室	
電話番号	なし	携帯電話番号 080-0000-0000
Eメールアドレス	0000@000.ne.jp	
氏名	島根 二郎	フリガナ シマネ ジロウ
署名	島根 二郎	性別 男
		平成21年6月26日生

連帯保証人親権者(1)	住所 〒690-0887 松江市殿町1番地 ○○住宅3号棟123号室 自宅電話番号 0852-00-0000 携帯電話番号 090-0000-0000 氏名 島根 太郎 フリガナ シマネ タロウ 署名 島根 太郎 続柄 父 昭和52年9月8日生 勤務先 〒690-0001 松江市東朝日町1番地 株式会社 育英 勤務先電話番号 0852-01-0000	実印 鳥根
保証人	住所 〒699-0401 松江市宍道町2番地 自宅電話番号 携帯電話番号 080-0000-0000 氏名 松江 三郎 フリガナ マツエ サブロウ 署名 松江 三郎 続柄 叔父 昭和53年10月10日生 勤務先 〒693-0001 出雲市今市町3番地 有限会社 島根 勤務先電話番号 0853-02-0000	実印 三松郎江
親権者(2)	住所 〒690-0887 松江市殿町1番地 ○○住宅3号棟123号室 自宅電話番号 0852-00-0000 携帯電話番号 070-0000-0000 氏名 島根 花子 フリガナ シマネ ハナコ 署名 島根 花子 続柄 母 昭和54年6月2日生 勤務先 〒690-0887 松江市殿町1番地 ○○住宅3号棟123号室 ハンドメイド はなこ(自営) 勤務先電話番号 0852-00-0000	印 花子
*****	住所 ***** 自宅電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** 氏名 ***** フリガナ ***** 署名 ***** 続柄 ***** 年 月 日生 ***** 勤務先 ***** 勤務先電話番号 *****	***

連帯保証人の自筆により、氏名、自宅電話番号、携帯電話番号、勤務先(住所、勤務先、自宅電話番号)を記入してください。

連帯保証人の印鑑登録証明書の記載のとおり、自筆で記入、押印してください。

保証人の自筆により、氏名、自宅電話番号、携帯電話番号、勤務先(住所、勤務先、電話番号)を記入してください。

保証人の印鑑登録証明書の記載のとおり、自筆で記入、押印してください。

親権者の自筆により、氏名、自宅電話番号、携帯電話番号、勤務先(住所、勤務先、電話番号)を記入してください。

親権者(2)印を押印してください。(朱肉を使用しないスタンプ印、シャチハタ等不可。)
 ※本人、連帯保証人と異なる印を押印してください。

①奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(有効期限:発行から3か月以内、コピー不可)
 ②連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書(有効期限:発行から3か月以内、コピー不可)